立川市いじめ防止基本方針 (第二次改訂)

令和5年4月27日 立川市教育委員会

# I 基本方針の策定

いじめは、子どもの尊厳及び人権を脅かし、侵害するものであり、次代を担う子どもたちが、 人権の主体者として尊重され、その成長が保障される環境をつくることが、全ての者に求められている責務である。

一方、子どもたち自身も、自分を大切にし、他者を思いやり、良好な関係を築くとともに、いじめを絶対に許さないという勇気をもって明るい学校生活づくりに努めることが重要である。立川市いじめ防止基本方針(以下「基本方針」という。)は、学校におけるいじめ問題を克服し、子どもたちが安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的として、市、学校、保護者、市民及び事業者等が相互に連携し、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)や東京都いじめ防止対策推進条例(平成26年東京都条例第103号。以下「都条例」という。)及び平成26年5月30日に制定された立川市子どものいじめ防止条例(以下「市条例」という。)等に基づき、いじめの防止等(いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処)及び重大事態への対処のための基本的な方針を定めたもので、平成26年6月26日に策定した。

## Ⅱ 基本方針改訂の意義

「生徒指導提要(文部科学省 令和4年12月)(以下、同提要)」が改訂され、「いじめ防止対策推進法 第1条」が目指すところを踏まえ、同法の基本的な方向性

- 社会総がかかりでいじめ防止に取り組むこと
- ・重大事態への対処(背景調査を含む)において公平性・中立性を確保すること
- と、そのことを踏まえて各学校に義務付けられた
  - ①いじめ防止のための基本方針の策定と見直し
  - ②いじめ防止のための実効性のある組織の構築
- ③未然防止・早期発見・事案対処における適切な対応を行うこと が再確認された。

また、同提要では、生徒指導とは「児童・生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。」と定義され、いじめとは、その教育活動において「相手の人間性とその尊厳をふみにじる『人権侵害行為』であることをあらためて共通認識し、人権を社会の基軸理念に据えて、社会の成熟を目指す」という決意が表明されている。

平成29年3月14日、『「いじめの防止等のための基本的な方針」の改訂及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定について(通知)』が文部科学大臣により改訂されたことを機に、立川市教育委員会では、いじめから子どもの命を守り、子どもの人権を守るため、立川市いじめ防止対策審議会における審議を経て、基本方針を改訂した。それから5年が経過し、「いじめ総合対策【第2次・一部改訂】(東京都教育委員会 令和3年2月)」や同提要が改訂され、子どもたちを取り巻く環境や社会的情勢の変化を踏まえ本基本方針を再度改訂する。

# Ⅲ いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、「いじめ防止対策推進法 第2条」に基づき、児童等に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

# IV いじめの禁止

「いじめ防止対策推進法 第4条」にある通り、児童・生徒はいじめを行ってはならない。 いじめは、いじめを受けた子どもの尊厳及び人権を脅かすとともに、教育を受ける権利を著 しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、子どもの心に長く 深い傷を残すものである。

また、子どもといじめの関係は、いじめを「受ける」「行う」「はやしたてる」「傍観する」の 4つの態様があり、いじめを観衆及び傍観することも行ってはならない行為である。

# V いじめの問題への基本的な考え方

いじめは全ての子どもに関する問題であり、どの学校でも起こり得るという認識の下、市及び学校は、日常的にいじめの未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決を図る必要がある。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童・生徒の感じる被害性に着目し、指導を行う。

また、保護者、市民及び事業者等も、市条例の基本理念及び学校、家庭、地域、関係機関の役割を認識し、市及び学校と連携して、いじめの防止に取り組むことが重要である。

#### 1 市

## (1) 学校の教育活動における生徒指導の充実

学校の教育課程編成において、全小中学校で生徒指導の充実を図るよう校長会・副校 長会等で周知徹底する。

#### (2) いじめ防止に関する施策及び取組の検証を行う

いじめの実態把握及び施策等の実施状況を検証し、学校と一体となっていじめ防止に向けた取組の徹底と充実を図る。

#### (3) いじめ防止等に向けた取組を計画的かつ適切に行う

学校が行ういじめ防止等に向けた取組及び相談体制の充実を図るとともに、教員研修 を通して、教員の指導力及び学校の組織力の向上を図る。

#### (4) いじめの防止等に向けた情報発信

子どもをいじめから守るために、社会全体で子どもを見守り、学校、保護者、市民及 び事業者等にいじめの防止に向けた啓発等の情報発信を行う。

#### 2 学校

# (1)生徒指導の定義を再確認する

学校教育の目的は、「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者とし

て必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」(教育基本法 第1条)を期することであり、また「個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自立の精神を養う」(教育基本法 第2条)ことが目標の一つとして掲げられている。

この学校教育の目的や目標達成に寄与する生徒指導は次のように定義されている。「生徒指導とは、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと児童・生徒が、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。」

したがって、生徒指導は学校の教育目標を達成する上で重要な機能を果たすものであ り、学習指導と並んで学校教育において重要な意義をもつものであると再認識する必要 がある。

# (2)子どもたち自身が、いじめを自分たちの問題として主体的に考え、話し合い、行動できるようにする

子どもがいじめについて深く考え理解するために、特別の教科 道徳、学級活動、児童会活動・生徒会活動における主体的な取組を通して、「いじめは絶対に許されない」ことを子どもに自覚させ、行動するように促す。また、学級経営の充実を図り、例えば、学級等における集団の秩序を確立し、閉塞感をもたせないようにするなど、前向きかつ主体的に学ぶ集団づくりを進めるとともに、「観衆」としてはやしたてたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにする。

#### (3)いじめから子どもを守る

児童・生徒等から寄せられたいじめに関する相談やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられたと感じた子どもが安心して学校生活を送ることができるように、家庭との連携の下、組織的に守っていく。ささいな言葉で相手を傷付けたが、すぐに加害者が謝罪し良好な関係を再び築くことができた場合等においても、法が定義するいじめに該当するため、必ず、教員の指導等により学校として組織的に対応することが重要である。

## (4)いじめ防止に向けた子どもの行動を支える

児童・生徒等から寄せられたいじめに関する相談を教員や保護者等に伝えた子どもなど、いじめ防止に向けて勇気をもって行動した子どもを守るとともに、児童会活動・生徒会活動における子どもの主体的な取組を支援する。

# (5) 校長がリーダーシップを発揮し、教職員が一丸となって取り組む

いじめの未然防止、早期発見・早期対応を図るために、教職員にいじめを察知し、的確に指導できる力を身に付けさせるとともに、校長のリーダーシップの下、校内指導体制を確立して組織的な取組を迅速かつ適切に行い、いじめの解決を図る。

また、一人ひとりの教職員が、気が付いた全ての「いじめやいじめの疑いがある状況」を迅速に「学校いじめ対策委員会」に報告し、事実確認の方策について協議し、その協議に基づき役割分担を行い、事案の詳細を確認し、いじめであるかの判断をする体制を整える。

#### 3 家庭

#### (1) 家庭でいじめを正しく認識する

保護者は、子どもがいじめを行うことのないよう、家庭で話し合い、子どもにいじめ

は許されない行為であることを十分に理解させるとともに、規範意識を養う指導等を行 うように努める。

## (2) 家庭と学校はパートナーである

子どもの健やかな成長を図る上で、家庭と学校の連携が重要である。家庭と学校の連絡、相談を密にし、協力していじめ防止等に取り組むことが大切である。

#### 4 地域社会

#### (1) 社会全体で子どもを見守る

子どもをいじめから守るためには、市、学校、保護者、市民及び事業者等が連携し、 社会総がかりで子どもを見守り、いじめを許さない、見逃さない社会をつくることが大 切である。

そのために、保護者、市民及び事業者等は、子どもの登下校時の見守りや挨拶、地域 の催し物の際の関わりなど、これまでも行われている地域の見守り活動や登下校時の安 全確認、子どもたちへの挨拶や声かけを地域で連携して行うことにより、子どもが安心 して過ごすことができる環境づくりに努める。

## (2) いじめを発見したら、迷わず通報する

保護者、市民及び事業者等は、いじめを発見した場合は、市、学校又は関係機関等に 速やかに連絡、相談するなど、学校等が行ういじめの防止等の取組に協力するよう努め る。

# VI 市における取組

市は、市条例第3条に規定する基本理念に基づき、学校、保護者、市民、事業者等及び 関係機関と協力して、子どもをいじめから守る取組を行う。

## 1 立川市いじめ防止対策審議会の設置(市条例第10条)

市教育委員会は、いじめ防止等に関する施策、取組等の検証を行うとともに、重大事態の調査を行うため、市条例に定めるところにより、市教育委員会の附属機関として、心理や福祉の専門家、学識経験者、弁護士等の専門的な知識及び経験を有する者から構成される「立川市いじめ防止対策審議会」を置く。

主な所管事項は以下のとおりとする。

- ・市立学校におけるいじめ防止等に関する実態把握、市の施策及び取組について検証を 行う。
- ・市立学校において重大事態が発生した場合における、事実関係を明確にするための調査を行うとともに、再発防止策の検討を行う。

## 2 立川市いじめ問題調査委員会の設置(市条例第11条)

市は、立川市いじめ防止対策審議会が行った重大事態(※)に関する調査に対して、再調査又は同種の事態の発生の防止を図る場合、市条例の定めるところにより、市長の附属機関として、立川市いじめ問題調査委員会を置く。

#### 3 いじめ防止等に関する立川市教育委員会の具体的な取組

## (1) 専門的知識を有する者の市立学校への派遣

・教育相談員、スクールソーシャルワーカー、弁護士を市立学校の要請に応じて派遣する。

## (2) いじめ防止等に向けた事業の実施

- ・教職員を対象としたいじめ防止に関する研修会(生活指導主任会、人権教育推進委員会等)を実施する。
- ・教職員及び市民等を対象としたいじめ防止に関する情報発信を行う。
- ・いじめ解消・暴力根絶旬間の取組を年間3回実施する。
- ・いじめの悩み相談レターの取組を、年間を通して実施する。

#### (3) 相談体制の整備

・子ども、保護者、市民及び事業者等が、いじめに関する相談又は連絡をすることができる体制を整備し、周知する。

相談機関等:市教育委員会、全小中学校、教育相談、子ども家庭支援センター、ス クールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等

周知方法 : 市報、市ホームページ、冊子又はリーフレット

## (4) いじめ防止等のための調査の実施

・東京都が実施する「ふれあい(いじめ防止強化)月間」と同時期に市のいじめ解消・ 暴力根絶旬間におけるいじめの実態調査を年間3回実施し、いじめ防止等に向けた 取組の検証を行い、その成果を周知する。

# (5) インターネットを通じて行われるいじめを防止する取組

・児童・生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれないようにする ため、情報モラルを身に付けさせるための教育を充実させる。また、インターネット上のいじめを防止するための啓発を進めるとともに、インターネットや携帯電話・ スマートフォン等の利用状況等に関する調査を行い、その結果を分析して各学校に 示し、いじめを防止するための情報提供を行う。

# (6) PDCA サイクルによる取組の評価と「学校いじめ防止基本方針」の改訂

・「学校いじめ防止基本方針」が自校の実情に応じた実効性のある内容になっているか、 東京都「ふれあい月間(いじめ防止強化)」における教員シートと学校シートの活用 や自己評価、保護者による評価、外部評価、諸調査の数値等を通して、PDCA サイク ルの中で検証し、次年度に向けて「基本方針」を改訂する。

## VII 学校における取組

## 1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、市条例第9条第2項の規定により基本方針を参酌し、学校の実情に応じ、「学校いじめ防止基本方針」を策定する。策定にあたっては、国の「いじめの防止等のための基本的な方針(平成25年10月11日文部科学大臣決定(令和元年5月24日改訂))」も参考にするものとする。

また、いじめの未然防止、早期発見、早期対応のためのマニュアルを定めるなど、学校としての組織的、計画的な取組を示すとともに、定期的にチェックリストによる振り返りを行うなど、常に見直しを図っていくものとする。

# 2 組織等の設置

## (1) いじめ防止等に係る校内組織

学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うための組織を置く(「学校いじめ対策委員会」等、名称は任意)。組織の構成員は、校長を責任者とし、 生活指導主任、校長が指名した各学年の教員及びその他関係者を構成員とし、定期的に 会議を開催するものとする。

## (2) 重大事態が発生した場合の校内組織

重大事態が発生した場合には、学校は、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査組織を設置する。調査組織の構成員は、校長を責任者とし、副校長、主幹教諭等、市教育委員会指導主事及び教育相談員、その他市又は校長が指名した者とする。

## 3 学校におけるいじめの防止等に関する取組

学校は、「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対処」の4つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を検討し講じていくとともに、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け市教育委員会と連携して評価・改善する。

#### (1) 未然防止

いじめを生まない、許さない学校づくり

- ① 子どもが安心して生活できる学級・学校風土の創出
- ② 教職員の意識向上と組織的対応の徹底
- ③ いじめを許さない指導の充実
- ④ 子どもが主体的に行動しようとする意識や態度の育成
- ⑤ 保護者、地域、関係機関等との共通理解の形成

## (2) 早期発見

いじめを初期段階で「見える化」できる学校づくり

- ① 「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知
- ② 子どもの様子から初期段階のいじめを素早く察知
- ③ 全ての教職員による子どもの状況把握
- ④ 子どもからの訴えを確実に受け止める体制の構築
- ⑤ 保護者、地域、関係機関等からの情報収集や通報

#### (3) 早期対応

いじめを解消し、安心して生活できるようにする学校づくり

- ① 「学校いじめ対策委員会」を核とした対応の徹底
- ② 被害の子どもが感じる心身の苦痛の程度に応じた対応
- ③ 加害の子どもの行為の重大性の程度に応じた指導
- ④ 重大事態にならないようにするための対応
- ⑤ 立川市教育委員会への報告及び立川市教育委員会による支援

# (4) 重大事態への対処

問題を明らかにし、いじめを繰り返さない学校づくり

- ① 被害の子どもの安全確保、不安解消のための支援
- ② 加害の子どもの更生に向けた指導及び支援

- ③ 他の保護者、地域、関係機関等との連携による問題解決
- ④ いじめ防止対策推進法に基づく調査の実施と結果報告

#### (5) いじめ解消の確認

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめの加害児童・生徒及びその保護者がいじめの事実を認め、学校が、学校又は第三者同席の上での被害児童・生徒及びその保護者に対する謝罪の場を設けるなど、加害児童・生徒からの心からの謝罪を引き出すことが肝要である。なお、いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要があり、解消の判断は校長が行う。

- ・いじめに係る行為が、少なくとも三か月以上止んでいる。 いじめ被害が重大である場合などは、より長期間、いじめに係る行為が止んでいる 状態を確認する必要がある。また、この期間は、加害及び被害児童・生徒の様子を 含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。いじめに係る行為が止んで
- ・いじめの被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていない。 被害児童・生徒及びその保護者が、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等に より確認する。

いない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

また、学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童・生徒を徹底的に 守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織において は、いじめが解消に至るまで、被害児童・生徒への支援を継続するため、教職員の役 割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

なお、いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、いじめの加害児童・生徒及び被害児童・生徒について、保護者や関係機関と綿密な連携を図り、心の問題の解消がなされるよう、日常的に注意深く観察、指導する。

# Ⅷ その他

いじめ問題への対応に当たっては、市条例第 16 条の規定により、いじめに関する通報及び相談、いじめへの対応等に関係した市、学校、保護者、市民及び事業者等の関係者は守秘義務を負い、当該事案について知り得た個人情報の保護及び取扱いに万全を期さなければならない。

- (※) 重大事態(いじめ防止対策推進法 第28条)
  - 1 「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき(自殺を企図した場合・身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合など)。」
  - 2 「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀 なくされている疑いがあると認めるとき(不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目途とす

る)。」

※1,2とも()内は平成25年10月11日 文部科学大臣決定から補足 (最終改訂 平成29年3月14日)

# IX 出典

- ・「生徒指導提要(文部科学省 令和4年12月)」
- ・「いじめ総合対策【第2次・一部改訂】(東京都教育委員会 令和3年2月)」
- ・「いじめの防止等のための基本的な方針」の改訂及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定について (文部科学省 28 文科初第 1648 号)